

# 事業者の皆さまへ

## 「福岡コロナ警報」の発動に伴う協力要請について!!

### ☆「福岡県コロナ警報」の発動と今後の対応について

「福岡コロナ警報」の発動に伴い、事業者の皆さまへの協力要請がきております。

協力要請の内容は令和2年8月8日（土）から

- (1) 特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、
- ① 接待を伴う飲食店（名称にかかわらず客の接待を伴うもの）
  - ② 酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）
  - ③ 酒類の提供を行うカラオケ店
- (2) その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等） については、

- ・ 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策に取り組んでいることが利用客にわかるように、**県の「感染防止宣言ステッカー」等を掲示すること**
- ・ 8月8日（土）から8月21日までの間は、滞在時間は**2時間以内**とするよう利用客に促すこと

となっております。ご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは  
こちら



### ☆県の「感染防止宣言ステッカー」について

福岡県は「福岡コロナ警報」の発動に伴い、福岡県民に対して**業種別ガイドラインを遵守していない店**の利用を自粛するように要請しております!!

この県の「感染防止宣言ステッカー」は業種別ガイドラインを厳守している店舗であることを周知するためのものになります。

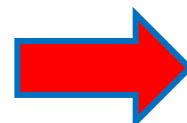
業種別の感染防止拡大ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「**感染防止宣言ステッカー**」を掲示し、来店者・来場者の皆さまに安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう。



#### (1) 取得方法

- ① 福岡県ホームページの申請フォームから登録前申請をします。
- ② 福岡県からのメール受信後、メール内のURLから本申請の手続きをします。
- ③ 感染防止対策の各項目をチェックし、申請します。
- ④ 福岡県からのメール受信後、メール内のURLから「感染防止宣言ステッカー」をダウンロード、印刷します。
- ⑤ 店舗・施設の入口など、目立つ場所に掲示して下さい。

「感染防止宣言ステッカー」の申請はこちら



詳しくは  
こちら

